

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	そ の 他 非 課 税 分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	6,432,161	983,009	278,011	24,247,418	30,957,591	983,009
社	債	7,901,261	1,239,365	33,811	20,056,648	27,991,720	1,239,365
預貯金	銀 行 預 金	36,963,522	5,636,354	1,014,107	2,650,985	40,628,616	5,636,354
	銀行以外の金融機関の預金	19,413,834	2,958,942	605,370	11,072,430	31,091,634	2,958,942
	その他勤務先預金等の利子	3,677,017	544,620	7,843	1,183	3,686,045	544,620
合同運用信託の収益の分配		230,562	35,278	6,880	20,493	257,935	35,278
公社債投資信託の収益の分配等		606,007	91,368	1	19,303	625,311	91,368
小 計		75,224,365	11,488,937	1,946,026	58,068,461	135,238,851	11,488,937
定期積金の給付補てん金等		3,261,945	499,567	—	99,304	3,361,249	499,567
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		187,450	27,374	319	75,869	263,639	27,374
割引債の償還差益		—	—	—	—	—	—
計		78,673,760	12,015,878	1,946,345	58,243,633	138,863,740	12,015,878

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金又は利益の配当、剰余金の分配、基金利息の分配、特定投資法人の投資口の配当等	223,211,764	45,579,842	39,773,678	58,233,378	4,161,940	321,218,820	49,741,782
投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配等	243	37	1,045,012	5,309,295	379,455	6,354,550	379,493
源泉徴収選択口座内配当等	—	—	—	134,316,571	9,590,132	134,316,571	9,590,132
計	223,212,007	45,579,879	40,818,690	197,859,245	14,131,527	461,889,942	59,711,406

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	234,714,774	16,729,517

調査対象等： 平成25年2月から平成26年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,725,594,428	千円 57,339,686	千円 9,495,338,829	千円 302,750,723	千円 11,220,933,256	千円 360,090,409
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	4,293,714	51,443	64,930,917	1,125,618	69,224,631	1,177,061
	計	1,729,888,142	57,391,129	9,560,269,745	303,876,341	11,290,157,888	361,267,470
退 職 所 得		178,400,288	2,537,292	159,379,911	6,721,313	337,780,199	9,258,605
災害減免法により徴収猶予したもの		—	—	—	578	—	578

調査対象等：給与等の支払者から平成26年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公社、公団、公庫、事業団、日本政策金融公庫、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	12,120,724	1,798,634
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	63,219,767	8,021,628
	診療報酬	71,676	6,203
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	47,067,147	3,495,593
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	2,538,672	259,297
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	10,654,246	602,461
	契約金・賞金	635,712	49,920
	小 計	136,307,944	14,233,736
法第203条の2該当（公的年金等）		22,879,427	740,960
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		103,794,164	781,997
法第174条該当（馬主が受ける競馬の賞金等）		901	92
計		262,982,436	15,756,785
災害減税法により徴収猶予したもの		—	—

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成26年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成25年2月から平成26年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	122,046	16,717
剰余金又は利益の配当、特定投資法人の投資口の配当等、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	18,747,815	1,498,490
匿名組合契約に基づく利益の分配	2,389	478
給 与 ・ 賞 与 等	5,939,716	408,322
退 職 所 得	81,603	14,875
役 務 の 報 酬	107,004	20,695
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	1,562,047	165,211
著作権の使用料又はその譲渡による対価	903,059	79,662
貸 付 金 の 利 子	-28,897	-7,469
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	410,455	73,324
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	762,858	78,232
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	2,005,017	320,510
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	214	43
賞 金	-	-
合 計	30,615,326	2,669,091

調査対象等：平成25年2月から平成26年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。